

# 緑苑八木山線の運賃について

岐阜乗合自動車株式会社

1. 設定または変更しようとする運賃（料金）を適用する路線  
緑苑八木山線
2. 設定または変更しようとする運賃（料金）の種類、額および適用方法

## ①運賃の種類および額

種 類		額
普通旅客運賃	片道	均一制 260円
	特殊	別紙（1）
定期旅客運賃	通勤	〃（2）
	通学	〃（2）
	特殊	〃（2）
回数旅客運賃	普通	〃（3）
	特殊	
旅客運賃の割増	深夜早朝割増	普通旅客運賃 10割増
旅客運賃の割引	身体障害者・知的障害者割引、児童福祉法、精神障害者割引の適用を受けるものに対する割引	普通旅客運賃 5割引 定期旅客運賃(大人) 3割引
小荷物運賃	その他	別紙（4）

### （1）旅客運賃の計算方

- ア 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- ウ 団体旅客運賃の計算方は、次の通りとする。

#### （I）割引率

- 普通団体旅客運賃 1割引
- 学生団体旅客運賃 2割引

#### （II）算式

- a 大人団体旅客運賃  
大人普通旅客運賃×人員×（1－割引率）
- b 小児団体旅客運賃  
小児普通旅客運賃×人員×（1－割引率）
- c ①大人と小児が混乗する場合  
{（大人普通旅客運賃×人員）＋（小児普通旅客運賃×人員）}×（1－割引率）  
②大人と学生など割引率が異なる者が混乗する場合  
大人普通旅客運賃×人員×（1－割引率）＋大人普通旅客運賃×人員×（1－割引率）

↓

小学生以下の場合は小児運賃となる

### （2）小荷物運賃の計算方

小荷物運賃を計算する場合の重量はkg単位とし、kg未満の端数は切り上げる。

## ②運賃の適用方法

- （1）この運賃は緑苑八木山線で旅客及び物品を運送する場合に適用する。
- （2）大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

- 大人運賃 中学生以上の者
- 小児運賃 小学生以下の者

(3) 旅客運賃の適用方法は、次の通りとする。

ア 普通旅客運賃

- (I) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- (II) 往復普通旅客運賃は、旅客が往復1回乗車する場合に適用する。
- (III) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。
- (IV) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車するときは、普通乗車券の額が下車停留所の運賃額に満たない場合は、その差額を収受する。
- (V) 特殊普通旅客運賃（利用日時限定フリー乗車券）は、指定された日時において、別途定める区間内を乗車する場合に適用する。この場合、途中下車および乗車回数を制限しない。
- (VI) 特殊普通旅客運賃（環境定期券）は、通勤定期券を所持する旅客とその家族（両親、祖父母、配偶者、兄弟姉妹、子供、孫）が同一行程で旅行する場合に適用する。
- (VII) 特殊普通旅客運賃（団体旅客運賃）は、旅行目的行程を同じくするもので、構成された10人以上の旅客が他の旅客と混乗して乗車する場合に適用する。  
なお、学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものと、その付添人（教職員、旅客あつ旋人を含む）とする。
- (VIII) 特殊普通旅客運賃（運転免許証返納者割引）は、運転免許証を返納したものが運転経歴証明証を提示した上で、現金で運賃を支払う場合に適用する。

イ 定期旅客運賃

- (I) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。
- (II) 通勤定期旅客運賃は、乗車回数及び適用旅客の範囲は限定しない。
- (III) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園並びに児童福祉法第39条に規定するもの及び学校教育法第39条の規定によって設立された各種学校であって、運行事業者が指定した学校に通学するものとする。
- (IV) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
- (V) 特殊定期旅客運賃（利用期間限定通学1年定期券）は、購入日にかかわらず、通用日を4月1日から翌年3月31日までの期間固定で適用する。

ウ 回数旅客運賃

- (I) 普通回数旅客運賃（使用金額減算方式・ICカード回数乗車券）は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所を多回数乗車する場合に適用する。
  - ▽適用対象となるICカード回数乗車券  
岐阜乗合自動車株式会社が発行するayuca、株式会社エムアイシーと株式会社名古屋交通開発機構が発行するmanaca、およびmanacaと相互利用可能なICカード回数乗車券
- (II) 特殊回数旅客運賃（高頻度利用者割引・ICカード回数乗車券）は、manacaで運賃を支払う場合に適用する。
  - ▽1ヶ月（暦日で毎月1日から月末）のICカード回数乗車券による利用金額（片道普通旅客運賃支払額）に応じて「マイレージポイント」を付与する。付与された「マイレージポイント」はセンターシステムにセンターポイントとして記録される。旅客がこれを所持するICカード回数乗車券に還元扱いすることにより、SF（ポイント還元分）として運賃の支払いに使用することが可能となる。
  - ▽ICカード回数乗車券内のSF（ポイント還元分）は、20,000ポイントを限度とする。
  - ▽SF（ポイント還元分）は1ポイント1円相当の金銭的価値を持っており、10ポイント単位でmanaca交事業者のバス・電車の車載機、改札機で運賃として利用できる。また、SF（ポイント還元分）はICカード回数乗車券内に現金チャージされたSF（現金チャージ分）よりも優先して使われる。
  - ▽バス車載機においてSF（現金チャージ分）で利用した場合に「マイレージポイント」は付与されるが、SF（ポイント還元分）での利用に対して「マイレージポイント」は付与されない。

(Ⅲ) 特殊普通旅客運賃(乗継割引・ICカード回数乗車券)は第2乗車の運賃精算時に第1乗車の運賃精算時と同一のICカード回数乗車券による支払い、かつ乗車1対に対し適用する。

但し、第1乗車のカード精算から第2乗車のカード精算までの有効時間を、ayucaは45分以内、manacaは90分以内とする。なお、対象となる乗車は「1. 設定または変更しようとする運賃(料金)を適用する路線」で提示した路線および当該路線の運行事業者が指定する路線に限る。また、同一車両への乗継は対象外とする。

▽適用対象となるICカード回数乗車券

岐阜乗合自動車株式会社が発行するayuca、株式会社エムアイシーと株式会社名古屋交通開発機構が発行するmanaca

(4) 旅客運賃の割引の適用方法は次のとおりとする。

ア 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けているもの及び介護人(運行事業者において介護人を必要と認める場合)とする。

イ 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項(昭和48年9月27日、厚生事務次官通知)に規定により、知的障害者療育手帳の交付を受けているもの及び介護人(運行事業者において介護人を必要と認めた場合)とする。

ウ 精神障害者に対する割引

精神保健福祉法(平成7年法律第94号)第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの及び介護人(運行事業者において介護人を必要と認めた場合)とする。

エ 児童福祉法の適用を受けているものに対する割引

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4、第41条から第44条までに規定される諸施設により擁護又は保護を受けているもの及び付添人(運行事業者において付添人を必要と認めた場合)とする。

(5) 運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、各割引の適用条件にて別途定める場合を除き、原則同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。

(6) 小荷物運賃の適用方法は次のとおりとする。

小荷物運賃は、荷主から物品の輸送を引き受けた場合に適用する。

(別紙1)

特殊普通旅客運賃 (利用日時限定フリー乗車券)

	運賃の額	備考
土日祝日限定1日乗車券	1,000	当路線及び別途運行事業者が指定する路線にて適用
平日昼間帯限定フリー乗車券	500	当路線及び別途運行事業者が指定する路線にて適用

特殊普通旅客運賃 (環境定期券)

	運賃の額	備考
エコ家族割	大人	100
	小児	50
		土休日に通勤定期券の券面区間内を、定期券の所持者と同一行程で随行する際に、現金にて支払いする場合に限り適用する

特殊普通旅客運賃 (団体旅客運賃)

	割引率	備考
普通団体	1割引	構成人数が10人以上の場合に適用する
学生団体	2割引	通学定期旅客運賃の適用要件に合致する学校等に所属する学生・生徒・児童・幼児とその付添人、及び当該学校等の教職員(嘱託している医師・看護師を含む)、又はこれに同行する旅行者によって構成され、その構成人数が10人以上の場合、且つ当該学校の代表者において必要事項を記入した書類を提出した場合に適用する

特殊普通旅客運賃 (運転免許証返納者割引)

	割引率	備考
運転免許証返納者割引	5割引	運転経歴証明書を提示し、現金にて支払いする場合に限る

(別紙2)

定期旅客運賃（通勤定期旅客運賃）

- ・1ヶ月定期旅客運賃（大人）は下記の算式により算定された額とする。

$$\text{基準運賃額（260円）} \times 60 \times (1 - 0.262)$$

- ・2ヶ月定期旅客運賃は下記の算式により算定された額とする。

$$1\text{ヶ月定期旅客運賃} \times 2 \times (1 - 0.02)$$

- ・3ヶ月定期旅客運賃は下記の算式により算定された額とする。

$$1\text{ヶ月定期旅客運賃} \times 3 \times (1 - 0.05)$$

- ・6ヶ月定期旅客運賃は下記の算式により算定された額とする。

$$1\text{ヶ月定期旅客運賃} \times 6 \times (1 - 0.1)$$

		1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
通勤定期旅客運賃	大人	11,510	22,560	32,800	62,150
	小児	5,760	11,280	16,400	31,080
	障害者	8,060	15,790	22,960	43,510

定期旅客運賃（通学定期旅客運賃）

- ・1ヶ月定期旅客運賃（大人）は下記の算式により算定された額とする。

$$\text{基準運賃額（260円）} \times 60 \times (1 - 0.412)$$

- ・2ヶ月定期旅客運賃は下記の算式により算定された額とする。

$$1\text{ヶ月定期旅客運賃} \times 2 \times (1 - 0.02)$$

- ・3ヶ月定期旅客運賃は下記の算式により算定された額とする。

$$1\text{ヶ月定期旅客運賃} \times 3 \times (1 - 0.05)$$

- ・6ヶ月定期旅客運賃は下記の算式により算定された額とする。

$$1\text{ヶ月定期旅客運賃} \times 6 \times (1 - 0.1)$$

		1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
通学定期旅客運賃	大人	9,170	17,970	26,130	49,520
	小児	4,590	8,990	13,070	24,760
	障害者	6,420	12,580	18,290	34,660

特殊定期旅客運賃（利用期間限定通学1年定期券）

		運賃の額	備考
通学1年定期券	大人	70,430	通学1ヶ月定期の1.2倍の3割6分引き 通用期間は、購入日にかかわらず毎年4月1日～3月31日の 固定とする
	小児	35,220	
	障害者	49,300	

(別紙3)

普通回数旅客運賃（使用金額減算方式・I Cカード回数乗車券）

○運賃額

片道普通旅客運賃を収受

特殊回数旅客運賃（高頻度利用者割引・I Cカード回数乗車券）

○運賃額（ポイント付与額）

1ヶ月（暦日で毎月1日から月末）のI Cカード回数乗車券利用額に対して以下のとおりに付与する。

◆0. 2%（※計算上生じる10ポイント未満のポイントは切り捨て）

（例）1ヶ月の利用額が7, 460円の場合

$7, 460 \times 0. 2\% \div 100 = 14. 92 \rightarrow$  [計] 10P

特殊回数旅客運賃（乗継割引運賃）

○運賃額（割引額）

第2乗車の片道普通旅客運賃（障害者割引の適用がある場合は適用後の運賃）から、以下の金額を割り引く。

	割引額
大人	40
小児	20
障害者大人	20
障害者小児	10

(別紙4)

小荷物運賃

	基準	運賃額	備考
新聞紙	20kg未満	小児普通旅客運賃	左記のいずれかによる。
	20kg以上	大人普通旅客運賃	
	kg当り	28円44銭(税別)	
	-	別途契約	
その他	1個当り	大人普通旅客運賃	-